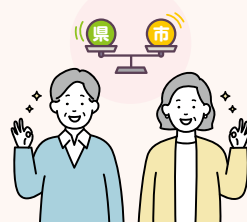


令和7年度から国民健康保険税率が変わります

将来に渡って市の国民健康保険を安定的に運営していくため、ご理解いただきますようお願いいたします。

■ 国民健康保険税の変更点

	医療分	後期支援分	介護分
所得割	7.04%→7.15%	2.41%→2.54%	2.21%→2.25%
均等割	28,400円→33,600円	14,700円→15,200円	15,400円→15,800円



■ 変更の理由

市は、医療費などを賄うため、国民健康保険事業費納付金を県に納付しています。事業費納付金を納付するための県が示す保険税率と市の保険税率に差が生じていることから、市の保険税率を変更します。なお、市では急激な負担増とならないよう基金を活用し、段階的に税率を見直していく予定です。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当 内線142～144

「追納」で老齢基礎年金額を増やしませんか？

国民年金保険料の免除や猶予期間があると、老齢基礎年金の年金額は全額納付した場合と比べて少なくなります。10年以内に免除・猶予期間の保険料を追納（後から納付）することで年金額を増やすことができます。また、追納分は市・県民税の申告で社会保険料控除の対象になります。



令和7年3月31日(月)までに追納する場合の保険料(月額) ※口座振替、クレジット納付不可

(円)

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	備考
平成26年度分	15,460	11,600	7,730	3,860	追納加算額が 上乘せされて います。
平成27年度分	15,790	11,840	7,890	3,950	
平成28年度分	16,460	12,340	8,230	4,110	
平成29年度分	16,670	12,510	8,330	4,170	
平成30年度分	16,500	12,370	8,250	4,120	
令和元年度分	16,560	12,420	8,270	4,140	
令和2年度分	16,670	12,500	8,340	4,160	
令和3年度分	16,710	12,530	8,350	4,170	追納加算額は ありません。
令和4年度分	16,590	12,440	8,290	4,150	
令和5年度分	16,520	12,390	8,260	4,130	

《注意》

- ①平成26年度分は平成27年2・3月分の追納に限ります。
- ②4分の3・半額・4分の1免除を承認されていた場合、それぞれの減額された保険料が納付済の場合に限り、追納できます。
- ③承認などをされた期間のうち、古い期間からの納付となります。

問合せ・申込み

春日部年金事務所 ☎048(737)7112

保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111 内線140・149

※お急ぎの場合は春日部年金事務所へ